

吉田町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

吉田町は、駿河湾や大井川等の雄大な自然がもたらす恵みを享受しながら、先人たちのたゆまぬ努力によって、人と人との交流を深め、文化を育み、産業を根付かせ、豊かで勢いのあるまちとして発展を遂げてきた。

町内企業の大多数を占め産業の中核をなす中小企業・小規模企業は、その企業活動によって町の経済と雇用を支えるだけでなく、地元に着した社会貢献活動の主体として、まちづくりにおいて重要な役割を担っている。

町の経済及び社会が将来にわたり持続的に発展していくためには、その中核を担う中小企業・小規模企業の成長発展が不可欠であり、そのためには、中小企業・小規模企業が自身の経営の向上や改善に努めることはもとより、地域社会全体が、地域社会における中小企業・小規模企業の果たす役割とその重要性について理解を深めるとともに、支援をしていく必要がある。

よって、中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本としながら、町全体で中小企業・小規模企業の振興に取り組み、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与し、さらなる町の発展を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び町の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援機関 商工会、その他中小企業・小規模企業の経営に関する支援を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の銀行業（これに類する事業を含む。）を行う者であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する者であって、町内に校舎等を有するも

のをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関及び教育機関の連携の下、町民の協力を得て行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 前項に規定する施策の推進に当たっては、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び町民に対して協力を求めるものとする。

3 町は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、町民等の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、経済的かつ社会的な環境の変化等に対応するため、相互に連携を図りながら協力し、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、人材の育成及び確保に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援機関の責務)

第6条 中小企業・小規模企業支援機関は、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力しなければならない。

2 中小企業・小規模企業支援機関は中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、中小企業・小規模企業に対し、他の中小企業・小規模企業支援機関と連携して創意工夫による有益な支援を積極的に実施しなければならない。

3 中小企業・小規模企業支援機関は、経済的かつ社会的な環境の変化等により複雑化する中小企業・小規模企業の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの支援機能及び支援能力の向上に努めなければならない。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業・小規模企業の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携し、及び協力して事業活動を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に係る支援その他経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、教育活動を通じて、中小企業・小規模企業における勤労及び中小企業・小規模企業に係る職業に関する意識の啓発その他中小企業・小規模企業の振興に関する施策に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

(町民の協力)

第10条 町民は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について理解を深め、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力を行うよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営改善に関する施策
 - (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化に関する施策
 - (3) 中小企業・小規模企業の創業及び事業承継の促進に関する施策
 - (4) 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の育成及び確保に関する施策
 - (5) 中小企業・小規模企業の販路拡大に関する施策
 - (6) 中小企業・小規模企業の災害時等における事業継続に関する施策
 - (7) 中小企業・小規模企業支援機関の機能及び中小企業・小規模企業支援機関の相互の連携を強化するための施策
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に必要な施策
- (意見の聴取)

第12条 町は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。